

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第12号

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例

熱海市介護保険条例（平成12年熱海市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万4,300円」を「1万9,400円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「4万500円」を「3万2,400円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「4万6,900円」を「4万5,300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。